

## 本号で公布された条例のあらまし

埼玉県男女共同参画推進センター条例の一部を改正する条例（埼玉県条例第三十七号）（人権・男女共同参画課）

### 一 趣旨

困難な問題を抱える女性への支援に関する法律の施行を踏まえ、困難な問題を抱える女性への支援体制を強化するため、埼玉県婦人相談センターを埼玉県男女共同参画推進センターに統合等するための改正

### 二 内容

- (一) 埼玉県婦人相談センターを埼玉県男女共同参画推進センターへ統合
- (二) 困難な問題を抱える女性への支援に関する法律の施行に伴う事務の追加
- (三) 規定の整備

### 三 施行期日

令和六年四月一日